

京都中小企業優良企業表彰取扱要領

(中小企業者の範囲)

第1条 京都中小企業優良企業表彰規程（平成17年京都府告示第515号。以下「規程」という。）第2条第1項に規定する中小企業者には、複数の中小企業者からなる連携体を含むものとする。

(推薦者)

第2条 規程第4条第1項に規定する知事が別に定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 京都市小売商総連合会
- (2) 京都商店連盟
- (3) 京都府商工会議所連合会
- (4) 京都府商工会連合会
- (5) 京都府中小企業団体中央会
- (6) 公益財団法人京都産業21

(手続)

第3条 京都府中小企業技術センター所長、京都府織物・機械金属振興センター所長及び第2条に掲げる団体の長は、京都府商工労働観光部長から被表彰者の推薦の依頼があったときは、様式1により別に定める期日までに知事に推薦するものとする。

(表彰の方法)

第4条 規程第6条第1項の規定による指定は、様式2により行うものとする。

(報告)

第5条 規程第7条第2項第1号及び第2号に掲げる事項については様式3により事由発生後、同項第3号に掲げる事項については様式4により規程第6条第2項に規定する期間の満了後、速やかに行うものとする。

(現地調査等)

第6条 知事は、被表彰者の選定に当たって調査等の実施が必要な場合、公益財団法人京都産業21にこれを依頼することができるものとする。

2 前項の場合において、京都府中小企業技術センター及び京都府織物・機械金属振興センターは、必要に応じて公益財団法人京都産業21に協力するものとする。

附 則

この要領は、平成17年9月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月12日から施行する。